

消防職員のサングラス着用について

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部では、消防活動時の安全管理対策として、消防車両の運転や消防活動時の強い日差しや紫外線から目を保護するとともに、安全に効果的な消防活動を行うため、サングラスを着用する場合があります。

住民の皆様への対応の際は、サングラスを外すなど、着用についての条件などを定めて取扱いを行いますので、ご理解をお願いいたします。

【着用する場面の例】

- ・消防車や救急車など、公用車の運転時
- ・はしご車やクレーンの操作など、上空を視認する作業時
- ・消防活動や訓練において、屋外で活動する場合
- ・その他サングラスを着用することが有効と判断される場合

【着用のイメージ】

